

鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第44号

鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

鳥取都市計画事業大寺屋北方土地区画整理事業施行条例（平成2年鳥取市条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。